

鎌倉市利用調整基準表（令和7年度4月入所から適用）

(1) 基本点数				点		
番号	実施基準	保護者の常態		点数		
				父	母	
1	就労 (就労内定者を含む。)	月160時間以上勤務の者		20	20	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17	
		月 80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16	
		月 64時間以上、 80時間未満勤務の者		15	15	
2	求職活動中	就職活動中の者		12	12	
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者			20	
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院	20	20	
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）	20	20	
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16	
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1、A2）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者		20	20
			身体障害者手帳（3・4級）、療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者		18	18
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合		16	16
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
7	就学（就学予定者を含む）	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40	
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		8	8	
(2) 調整点数				点		
内 容				点数		
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯			15		
2	すでに兄弟姉妹が利用している			5		
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（2人以上）			3		
4	申請児童が多胎児である			3		
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯			2		
6	転園を希望している（当該児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園している場合に限る）			8		
7	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯で、入所希望の年度の4月1日時点で65歳未満の祖父母等と、同じ住所に住んでない場合			5		
8	保護者が就労内定者（就学予定者）である			-2		
9	前年度入所不承認である。※令和8年度以降の取扱いについては裏面の備考をご参照ください。			2		
10	(2)-9に加え、前々年度も入所不承認である。			2		
11	産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である（既に復職している方を含む）			8		
12	保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター（月極）、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で利用している実績が審査基準日から起算して30日以上ある。（求職活動中や育児休業中等は除く）			4		
13	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月120時間以上）			20		
14	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月64時間以上、120時間未満）			15		
15	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、看護師、栄養士又は調理師として就労（内定）している場合			5		
16	市内の幼稚園及び地域枠が存在する企業主導型保育事業所で、幼稚園教諭又は保育士として就労している場合			10		
17	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合			2		
18	児童又は同居の兄弟姉妹が障害を有する場合			4		
19	生活保護法による被保護世帯である			6		
20	兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6箇月分以上滞納がある			-16		
21	市外居住者である（転入予定の者を除く）			-20		
22	内定を辞退している（申請時と状況が異なっていたことから内定取消しとなった場合も含む）			-2		
23	育児休業の延長を許容している			-50		
24	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合			30		
年 月 審査から適用				(1) 基本点数 + (2) 調整点数 = 合計		
				点		

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

<p>■ 選考方法</p> <p>【 A 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 B 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】</p> <p>希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い者を選考します。 (例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。)</p>	
<p>■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に優先し、審査会にて判断します。</p>	
<p>(1) 基本点数の合計が高い世帯 (4) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算) ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、転園申請者が調整点数6番に該当していない場合、新規申請者を優先します。 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。</p>	<p>(2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯</p>
<p>(3) 希望施設順位の高い方 (6) 待機期間が長い世帯</p>	

<p>■ 基準点数・調整点数の備考</p>	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とします。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その就労時間（残業は含まない）によって、区分します。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分します。
(2)-1	離婚予定を理由にする別居等には加点しません。
(2)-2	入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に在園する場合に限る。転園申込には加点しません。
(2)-4	(2)-3と同時に加点します。
(2)-7	「祖父母等」とは、同じ住所に住んでいる親族やパートナーも含みます。
(2)-9, 10	令和8年度以降の入所審査から、次のとおり変更予定です。 (2)-9について、前年度の4月入所で保留となっていた場合のみ加点し、育児休業を許容する申請をしている場合は加点しません。 (2)-10について、廃止します。
(2)-11	就労内定の場合及び転園申込には加点しません。
(2)-12	次の条件が全て満たされている場合のみ加点します。 ①保護者に保育を必要とする要件がある（求職活動中や育児休業中を除く） ②申込み児童が該当施設を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ③申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある
(2)-13, 14, 15	鎌倉市内認可保育施設に在籍している場合に限る。認定こども園の場合は保育園部分に在籍のみに加点する。(2)-13, 14, 15は同時に加点しません。
(2)-22	内定のご連絡をした際に、辞退あるいは申請時と状況が異なっていたことが判明し、内定を取消された方が、再度入所申請をした際に、減点対象となります。この減点は翌年度の審査まで継続します。 なお、令和8年度以降の入所内定辞退分「-6」となる予定です。
(2)-23	申込書補助票の該当項目にチェックがされている場合に該当。本項目に該当する期間中は、待機期間にカウントしません。ただし、希望施設において他の希望者がいない場合などには、内定となります。
(2)-24	該当する条件はつぎのとおりです。 ・プレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合。 ・下の子が1歳になる年度中に、認可保育所等への入所が保留となり、退所を余儀なくされた上の子が、再度申請をされた場合。 ・児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合
<p>■ その他利用調整に係る備考</p>	
<p>・ 未提出書類及び提出書類の不備があった場合は審査対象外または基本点数を最低点数で算定し、審査します。</p>	
<p>・ 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の希望施設の利用調整は行いません。</p>	
<p>・ 申込締切日時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。</p>	
<p>・ 内定を辞退した場合、もしくは申込を取下げた場合、これまでの待機期間も含め、申請は無効となります。辞退後及び取下げ後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。</p>	

<p>■ 審査に必要な証明書類等について</p>					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書（法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し等自営業を証明する書類も必要）	(2)-1	次の書類のどれか一つのコピー （離婚協議中もしくは離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書）	(2)-18	療育手帳、または障害者手帳
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）	(2)-11	就労証明書（育児休業・産休に関する記載のあるもの）		
(1)-3	母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の分かる部分）	(2)-12	保育証明書等（子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合は、利用状況を記載した申立書）		
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	(2)-13 (2)-14 (2)-15 (2)-16	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労（内定）していることわかる就労証明書		
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」				
(1)-6	災害の復旧についての証明書類（又は申立書）				
(1)-7	学生証（又は在籍証明書）の写し、時間割等の写し	(2)-17	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類		